

令和7年度 産学連携開発支援 募集要項

1 助成内容

区内企業（個人事業主を含む、以下同じ）が実施する大学等*との共同研究*に要する費用の一部を助成します。

※「大学等」とは、次の掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

- （１）学校教育法第1条に規定する大学または高等専門学校
- （２）研究開発を主たる業務とする、国または地方公共団体が設立した研究機関または独立行政法人
- （３）その他区長が特に認めた団体または機関

※「共同研究」とは、大学等が区内企業から研究者および研究経費を受け入れ、大学等の研究者と区内企業の研究者とが共同の研究課題について対等の立場で共同して行う研究をいう。

2 助成額

助成限度額 100万円（助成率：助成対象経費の2／3）

※1,000円未満切り捨て

3 申請（募集）期間

令和7年5月7日（水）～令和8年2月27日（金）

※午後5時必着

※申請（募集）期間中に予算額に達した場合、募集を終了します。

4 助成対象者

次の（１）～（４）に掲げる要件全てを満たす区内企業であること。

- （１）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（原則、履歴事項全部証明書または、税務署に提出した税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、品川区内在等が確認できること。）
- （２）品川区内に主な事業所を1年以上継続して有すること（基準日：申請締切日）。
- （３）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ①資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の製造事業者（以下「中小製造事業者」という。）であること。
 - ②資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の情報サービス事業者（以下「中小情報サービス事業者」という。）であること。

※「情報サービス業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」および中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

③中小製造事業者もしくは中小情報サービス事業者を中心とするグループであること。ただし、1 案件 1 申請のみとし、代表となる助成対象者 1 事業者からのみ申請を受け付けることとする。

④製造業または情報サービス業を営む個人事業者であること。※開業届の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。

(4) グループによる申請である場合、構成企業の 2 / 3 以上が中小製造事業者もしくは中小情報サービス事業者であり、本助成金を申請する助成対象者（以下、「申請者」という。）が助成対象経費全体の 1 / 2 以上を負担すること。また、当該共同研究において開発する新製品もしくは新技術に対する特許権等の知的財産権について、申請者がその権利を 1 / 2 以上有すること。

※ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

(1) みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。

①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の 1 / 2 以上を単独に所有または出資している企業。

②複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の 2 / 3 以上を所有または出資している企業。

③役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。

④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

(2) 法人事業税および法人住民税（個人事業者にあつては個人事業税および住民税）を滞納している場合。

(3) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納している場合。

(4) 本申請と同一テーマ・内容の共同研究等で、令和 6 年度以前に本助成金の採択を受けている場合。

(5) 同一テーマ・内容の共同研究等に対して、品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から助成金等を受けている場合。

(6) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である場合。

(7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象である場合。

(8) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

5 助成対象研究

申請は一社 1 案件までとし、次の（１）～（９）に示すような、製品開発または技術開発であること。

(1) 新製品の開発、試作。

(2) 既成製品に改良を加えた製品の開発、試作。

- (3) 機械器具または装置の高性能化、省力化および自動化のための技術。
- (4) 生産・加工方法、システム・工法などの新技術開発。
- (5) 新物質および新材料の開発利用技術。
- (6) 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発。
- (7) 新たなビジネスモデルの構築や技術的課題の解決等により、開発後の需要が見込まれるソフトウェア開発。
- (8) これまで情報化の対象として取り上げられていない分野に対して、新たな情報化の進展が見込まれるソフトウェア開発
- (9) その他区長が特に必要と認めたもの。

以下の項目は助成対象となりません。

- ・ 寄付研究および受託研究（委託研究）。
- ・ 既存製品の模倣に過ぎないものや既存製品を量産化するなど、技術的開発の要素が含まれていないもの。
- ・ 社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反するものや、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- ・ ゲームソフトの開発。
- ・ 食品（サプリメントも含む。）の開発。

6 助成対象経費

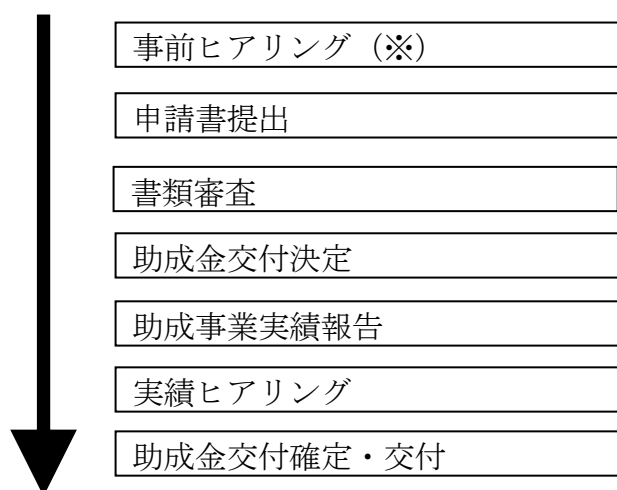
次に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 大学等との新製品および新技術の開発等に係る共同研究等を行うために大学等と契約を締結し支払う費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支払が完了するものを助成対象とします。
 - ①大学等との契約については、大学等の産学連携窓口を介して契約した案件を助成対象とします。大学等の産学連携窓口を介さずに大学教授等と直接契約した案件は助成対象外となります。
 - ②共同研究等との関係が不明確な経費は助成対象経費として認められないことがあります。また、共同研究等に直接関係ない経費（郵送費等の間接経費等）は助成対象外となります。
 - ③助成金の交付は、一社につき、助成金額にかかわらず、同一年度内につき1回までとし、かつ、同一の案件および類似のテーマについては1回に限り助成対象とします。
 - ④複数年度にわたって契約をしている場合、申請年度分の経費のみ助成対象となります。その為、複数年度分を一括で支払った場合は、按分した金額でご申請ください。
(例: 契約(共同開発)期間が令和6年4月1日～令和8年3月31日分の経費150万円について、令和8年3月31日に一括で支払った場合、対象経費は令和7年4月～令和8年3月分の75万円となります。)

(2) 契約書・請求書・領収書等により経費支払が確認できること。

- ①実績報告時に、全ての経費について契約書、請求書、領収書もしくは振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には助成対象外になる場合があります。
- ②複数年度にわたって契約をしている場合、申請年度に支払いが発生した経費のみ助成対象となります。
- ③それぞれ消費税は助成対象経費として認めます。
- ④手形、小切手等による支払の場合、申請年度内に相手方に入金がされなければ助成対象経費として認められません。
- ⑤クレジットカード等による支払の場合、申請年度内に申請事業者の口座（法人の場合は申請法人名義の口座、個人の場合は申請者本人の口座であること。）から該当経費分の引き落としがされなければ経費として認められません。

7 助成事業全体の流れ



※事業内容・研究（予定）テーマ等について、事前に区職員および商工相談員（産学公連携マネージャー）とのヒアリングを実施します。本助成金の申請をご検討の場合は、下記「16 問い合わせ」までご連絡ください。

8 申請にあたって

(1) 提出方法

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」内の品川区電子申請サービスリンクより、電子申請をして下さい。申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

（品川区電子申請サービストップページ）

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay

(2) 電子申請の際の入力項目

- ①【法人】法人名
【個人】個人名

②【法人】法人番号および代表者肩書・氏名

【個人】屋号

③品川区住所

④担当者情報

⑤助成対象経費および助成金交付申請額

⑥事業完了予定日

※入力項目は変更になる場合があります。

(3) アップロードいただく書類

①産学連携開発支援事業計画書（区指定様式）

②その他共同研究等の内容を説明する資料（写真、パンフレット、図面等）

③大学等と締結した契約書

④（法人）履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内に発行のものに限る）

※本社が品川区外の場合、あわせて「事業開始等申告書提出済証明書」も提出すること（都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの）。

（個人）開業届

※税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は受信通知（メール詳細）をあわせて提出すること。

※開業届がない場合は、「直近の確定申告書（第一表）」で代替え可。

ただし税務署の受付印があるもの、もしくは電子申告における「受信通知（メール詳細）」の提出があること。

※開業届がない場合は、事業内容がわかる書類（営業許可書等）の提出が必要です。

⑤（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書

※いずれも直近期の納付が確認できること。※領収書不可。

（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（または住民税非課税証明書）

※いずれも直近期の納付が確認できること。※領収書不可。

※個人事業税が非課税の場合、住民税の証明書のみ提出。

※住民票上の住所が品川区外の場合は、当該自治体で発行した住民税納税（または非課税）証明書とあわせて別途、品川区発行の住民税事業所課税納税証明書の提出が必要。

⑥事業者構成表（区指定様式）※グループ申請の場合のみ

⑦宣誓書（区指定様式）※グループ申請の場合のみ

⑧誓約書（区指定様式）

⑨その他必要な書類

(4) 区指定様式の入手について

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。
(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

(5) 留意事項

①状況に応じ、必要書類として記載のないものを追加で提出いただく場合があります。

- ②郵送もしくは窓口持ち込みでの申請には、「(3) アップロードいただく書類」に加えて、「品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）」および「提出書類チェックシート（区指定様式）」の提出が必要です。
- ③郵送もしくは窓口持ち込みで申請した場合、提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- ④上記（3） アップロードいただく書類のうち、②⑨は合わせてA4原稿20枚相当を上限とします。
- ⑤提出資料の不備・不足による再提出はマイページから行っていただきます。また、申請の進捗状況は、マイページで確認することができます。
- ⑥代理申請は受付できかねます。

9 書類審査および事前ヒアリングの実施について

- (1) 提出された申請書等の書類審査を実施します。
- (2) 助成要件等を確認するため、申請企業に対して区職員および商工相談員による事前ヒアリングを実施します（大学等に対してもヒアリングを実施する場合があります）。ご協力をお願いします。

10 助成金交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。（交付予定額から減額されることがあります。）

11 助成対象事業の変更・中止等

- (1) 原則変更等は認めておりませんが、やむを得ない理由で助成対象事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。その場合、必ず問い合わせ先まで事前連絡のうえ、「中止（変更）申請書（区指定様式）」を提出してください。
※ 本様式については、交付対象者から連絡があった後に送付します。
- (2) 特に助成対象経費の金額が大きく変更になる場合などには、必ず区へ連絡し、中止（変更）申請を行ってください。
- (3) ただし、申請内容と全く異なる内容へ変更になる場合は、変更承認は出来ません。その場合は中止届の提出が必要となりますので、必ず事前にご連絡ください。
- (4) 区は当該中止（変更）申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、中止（変更）承認通知により交付対象者へ通知します。

12 助成金交付決定後（実績報告）の手続き（予定）

（１）助成金の交付決定後、次の書類をご提出いただきます。

①品川区産業活性化支援事業助成金実績報告書（区指定様式）

※電子申請の場合は提出不要

※令和７年度内に共同研究等が終了する場合は、終了した時点で実績報告書の提出をお願いします。次年度以降も継続する共同研究等の場合は令和８年２月末時点での成果・内容等に基づき、３月６日（金）までに実績報告書の提出をお願いします。

②産学連携開発支援完了報告書（区指定様式）

③その他共同研究等の成果を説明する資料（写真、パンフレット、図面等）

④経費支払が確認できる書類（請求書・領収書等）

※原則、大学の発行した請求書および領収書の２点。

※領収書が発行されていない場合は振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可

（２）実績ヒアリングについて

助成金交付に係る実績報告時等において、区職員および商工相談員（産学公連携マネージャー）による研究の進捗・成果確認、製品・技術のブラッシュアップへの支援などを目的とした「実績ヒアリング」を実施します。

（３）実績報告の検査終了後、請求書（区指定様式）により助成金を請求していただきます。

13 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（４）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定を取り消すことがあります。（「14 助成金の返還」参照。）

（１）申請年度の３月３１日までに支払が完了しないとき。

（２）申請年度の３月３１日までに「４ 助成対象者」に掲げる要件から外れたとき。

（３）偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。

（４）助成金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき。

14 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年１０．９５％の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

15 その他

(1) 助成対象者の公表について

助成対象となった企業については、企業名（個人事業者の場合は事業者名）、代表者名、所在地、電話番号、開発テーマ名、助成金額等をホームページ、品川区広報紙により公表する場合があります。

(2) 品川区からの再三の連絡にも関わらず、期日までに必要書類等の提出がない場合は、今後当課における助成事業への申請を受け付けられない場合があります。

16 問い合わせ

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

メール：sho-mono-kigyosien@city.shinagawa.tokyo.jp

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338

●地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/816.html>